

みつば小学校放課後児童クラブ・放課後学級運営業務委託仕様書（個別事項）

本業務に当たっては、業務委託契約書に定めるもののほか、以下に定めるものに基づいて業務を遂行することとする。

1 概要

(1) 名称

みつば小学校放課後児童クラブ・放課後学級

(2) 所在地

瀬戸市八幡台3丁目1番地の1 瀬戸市立みつば小学校内ほか

（放課後児童クラブについて、みつば小学校において新築される体育館内の専用スペースが供用開始されるまでの期間は、瀬戸市原山台3丁目98番地 瀬戸市立原山小学校内において業務を履行するものとする。）

(3) 活動場所

ア 放課後児童クラブ

（ア）令和9年4月1日からみつば小学校体育館内専用スペース供用開始日の前日まで
屋内 別紙1のとおり（1単位目 教室61.2㎡／2単位目 教室61.2㎡）
屋外 別紙2のとおり

（イ）みつば小学校体育館内専用スペース供用開始日から履行期間満了日まで
屋内 別紙3のとおり（1単位目 児童室70.34㎡（見込み）／
2単位目 児童室75.06㎡（見込み）／
事務室27.83㎡（見込み））
屋外 別紙4のとおり

イ 放課後学級

屋内 別紙5参照（放課後学級教室220.40㎡）
屋外 別紙4参照

2 設備

本業務を遂行するにあたり、必要な設備については別紙6のとおりとする。

3 契約期間

契約締結の日から令和14年3月31日まで

4 履行期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

5 費用

(1) 会計及び経費負担等

ア 放課後児童クラブ

(ア) 受注者は電気料金、上下水道料金、ガス料金として年間60,000円を市が別に定める期日までに市に納入するものとする。

(イ) 電話料金は受注者の責任において支払うものとする。

イ 放課後学級

(ア) 受注者は電気料金、上下水道料金として年間42,000円を市が別に定める期日までに市に納入するものとする。

6 定員数

(1) 放課後児童クラブ

1 支援の単位当たりおおむね40人以下にすること。なお、児童1人につきおおむね1.65㎡の専用区画の面積が確保されていること。

(2) 放課後学級

1 放課後学級当たり1日40人以下。

7 その他留意事項

業務の実施にあたっては、以下の事項に留意し、業務を円滑に実施すること。

(1) 学校施設の一時利用（タイムシェア）により実施するため、活動場所については定められた時間区分に従い使用すること。

(2) みつば小学校新築体育館への移転業務および運営継続について

ア 受注者は、みつば小学校新築体育館の完成に伴い、旧原山小学校からみつば小学校新築体育館2階の専用スペースへの児童クラブ物品・備品の引越し、搬入、レイアウト設営等の一連の移転実務を、自社の費用負担において実施すること。

イ 移転に当たっては、児童の育成支援に支障をきたさないよう、運営を休止することなく移行できる計画を策定し、履行すること。

ウ 移転に伴う環境の変化が児童に与える心理的影響に配慮し、移転前後において一貫した指導体制を維持し、児童の安全と安心を確保すること。